

「特別養護老人ホーム 多賀城苑」重要事項説明書

社会福祉法人 千賀の浦福社会
特別養護老人ホーム多賀城苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第 0470900036 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3・4・5」(特例による「要介護1・2」を含む)と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設	2
3.	居室の概要	2
4.	職員の配置状況	3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6.	事故・緊急時等における対応方法	9
7.	個人情報の利用目的についての同意	9
8.	施設を退所していただく場合(契約の終了について)	9
9.	身元引受人	12
10.	苦情の受付について	12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 千賀の浦福祉会
(2) 法人所在地 宮城県多賀城市高橋四丁目24番1号
(3) 電話番号 022-309-7288
(4) 代表者氏名 理事長 平 正美
(5) 設立年月 昭和61年7月25日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
事業所番号 【宮城県第 0470900036 号】

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 多賀城苑
(4) 施設の所在地 宮城県多賀城市高橋四丁目24番1号
(5) 電話番号 022-309-3881
(6) 管理者氏名 施設長 松 浦 康 晃
(7) 当施設の運営方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指します。

- (8) 開設年月 平成7年4月1日
(9) 入所定員 60人（平成27年8月1日より）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、多床室（2人・4人部屋）または、従来型個室（1人部屋）です。部屋の空き状況やご希望に添いながらご利用いただきます。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部	16室	従来型個室

		(長期利用ベッド14室・短期利用ベッド2室)
2人部屋	5室	多床室 (長期利用ベッド3室・短期利用ベッド2室)
4人部屋	11室	多床室 (長期利用ベッド10室・短期利用ベッド1室)
合計	32室	(長期利用ベッド27室・短期利用ベッド5室)
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・自転車運動練習機
浴室	2室	特殊浴槽・シャワー浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、宮城県が基準を定める条例より、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。居室以外の施設設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）[併設の施設等も兼務]	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員及び看護職員 (上記に占める看護職員数)	24名以上 3名以上	24名 3名
4. 介護支援専門員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	1名以上	1名
6. 医師	嘱託医2名	必要数
7. 管理栄養士又は栄養士	1名	1名

※上記の職員配置数、指定基準数は、併設されている短期入所生活介護定員10名含んだ利用者数70名に対する配置状況になります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 火曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番Ⅰ： 7:00～16:00 2名 早番Ⅱ： 8:00～17:00 1名 日勤Ⅰ： 8:30～17:30 1名 日勤Ⅱ： 9:00～18:00 1名 遅番： 10:00～19:00 2名 夜間： 16:00～翌10:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:00～16:00 1名 日勤： 8:45～17:45 1名 遅番： 9:30～18:30 1名
4. 施設長 生活相談員 介護支援専門員 栄養士	日勤： 8:45～17:45

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載の負担割合を差し引いた額）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①介護

- ・ご契約者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、ご契約者の心身の状況に応じて適切な介護を行います。

②入浴

- ・入浴は週2回以上行います。身体上の理由で入浴できない場合、清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練（看護職員兼務）

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条、6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住に要する費用及び食事の提供に要する費用の合計額をお支払い下さい。（自己負担額は、ご契約者の介護保険負担割合証に記載の負担割合、1割・2割・3割及び要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○サービス利用料金（1日あたり）1単位＝10.27円

サービス内容	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護老人福祉施設介護費					
要介護1	589単位/日	6,049円	604円	1,209円	1,814円
要介護2	659単位/日	6,767円	676円	1,353円	2,030円
要介護3	732単位/日	7,517円	751円	1,503円	2,255円
要介護4	802単位/日	8,236円	823円	1,647円	2,470円
要介護5	871単位/日	8,945円	894円	1,789円	2,683円
日常生活継続支援加算	36単位/日	369円	36円	72円	108円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	16単位/日	164円	16円	32円	49円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	102円	10円	20円	30円
看護体制加算Ⅰ（ロ）	4単位/日	41円	4円	8円	12円
看護体制加算Ⅱ（ロ）	8単位/日	82円	8円	16円	24円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/日	30円	3円	6円	9円
※いずれか1項目の加算					
科学的介護推進加算（Ⅰ）※	40単位	410円	41円	82円	123円
科学的介護推進加算（Ⅱ）※	50単位	513円	51円	102円	154円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険適用額の14.0%				
※以下につきましては、該当者のみとなります。					
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	133円	13円	26円	39円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位/月	924円	92円	184円	276円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位/月	1,120円	112円	224円	336円
福祉施設療養食加算	6単位/1食	61円	6円	12円	18円
若年性認知症入所者受入加算	120単位/月	1,232円	123円	246円	369円
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	102円	10円	20円	30円

排せつ支援加算（Ⅱ）	15 単位／月	154 円	15 円	30 円	45 円
排せつ支援加算（Ⅲ）	20 単位／月	205 円	20 円	40 円	60 円
経口維持加算	400 単位／月	4,108 円	410 円	821 円	1232 円
再入所時栄養連携加算	400 単位／1 回	4,108 円	410 円	821 円	1232 円
外泊加算（入院又は外泊された翌日から6日間）	246 単位／日	2526 円	252 円	504 円	756 円
初期加算（新規入所又は30日以上入院し退院後30日間）	30 単位／日	308 円	30 円	60 円	90 円
安全対策体制加算（新規入所時に位階のみ加算）	20 単位／1 回	205 円	20 円	40 円	60 円

※上記により算定された合計額から、介護保険負担割合証に記載された割合に基づき、1割、2割、3割が自己負担となります。

※自己負担額の上記金額は、厚生労働省が定める介護報酬単価に、当該事業所における地域区分の単価（1単位＝10.27円）を乗じた金額を基に算出した金額です。実際の請求では、1か月あたりの介護報酬単価に地域区分の単価を乗じるため金額には多少の差異が生じることがありますのでご了承ください。

入院又は外泊をされた場合、ご契約者が不在でも事実が発生した翌日から6日間を限度として、下記の料金をお支払いいただきます

多床室（2人・4人部屋） 1日あたり単価	介護保険負担限度額認定（第1段階）	0円
	介護保険負担限度額認定（第2段階）	430円
	介護保険負担限度額認定（第3段階）	430円
	上記以外の方	915円
従来型個室（1人部屋） 1日あたり単価	介護保険負担限度額認定（第1段階）	380円
	介護保険負担限度額認定（第2段階）	480円
	介護保険負担限度額認定（第3段階）	880円
	上記以外の方	1,231円

① 居住に要する費用及び食事・おやつ提供に要する費用

☆居住に関しては、多床室及び従来型個室でサービスを提供いたします。

☆当施設では、管理栄養士が立てる献立により、栄養並びにご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

☆おやつ代金として別途1日88円をご負担して頂きます。

項目	居住費（単価／1日）	食費（単価／1日）
多床室	915円	1,445円（住民税非課税世帯） 2,050円（住民税課税世帯）
従来型個室	1,231円	朝食・680円 昼食・690円 夕食・680円

1. 食費と居住費は、上記の料金（日額費用）を負担していただきます。
（※但し、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載の料金を負担していただきます。）

2. 入院・外泊時において、お部屋を確保している場合は、居住費をいただきます。
3. 食費はお食べ頂いた食数分の費用請求となります。

②貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：現金
- お預かりするもの：現金
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：別に定める「入所者預り金事務取扱い要綱」に従い適正に管理します。
(入所者預り金事務取扱い要綱にて説明する)
- 利用料金：1か月当たり 1,500円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
(実費で費用をいただく場合があります)

④理美容サービス

理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃り・パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：調髪（¥2,000円）・調髪〔顔剃り込み〕（¥2,500円）
パーマ〔調髪込み〕（¥6,000円）

⑤複写物の交付

ご契約者は、複写物を必要とする場合に実費として1枚10円をご負担いただきます。

⑥契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（一日あたり）

「多床室」従来型個室

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	6,049円	6,767円	7,515円	8,236円	8,945円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

多床室 ・ 従来型個室 6,049円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

支払方法	支払要件等
口座引落し	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）にあなたが指定する口座より引き落とします。
指定口座への現金振込	サービスを利用した月の翌月に請求書を送付いたしますので、同月の27日までに施設指定の口座へお振込み下さい。
現金払い	サービスを利用した月の翌月に請求書を送付いたしますので、同月の27日までに現金でお支払いください。

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	塩竈市立病院	赤石病院	仙塩総合病院	利府掖済会病院
所在地	塩竈市香津町	塩竈市花立町	多賀城市桜木	利府町森郷
診療科	総合	総合	総合	総合

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	吉中歯科医院
所在地	宮城県仙台市宮城野区田子二丁目11番18号

6. 事故・緊急時等における対応方法

施設介護サービスの提供中に事故や緊急時が発生した場合は、次のとおり対応します。

- ① 施設介護サービスの提供中に利用者に事故や突然身体等の急変が生じた場合は、看護職員による応急処置を講じるとともに、主治医などと連絡をとりながら、病院緊急搬送等必要な処置を講じます。また、職員は、直ちに家族との連絡をとり、事故内容や症状などの説明を行います。
- ② 外出などの搬送送迎中に交通事故が発生した場合は、携帯電話等により施設に事故内容を通報するとともに、警察及び救急車の要請の有無についても報告します。
施設職員は関係施設内の看護職員の応援職員を現場に派遣し必要な措置を講じます。
- ③ 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村（重大な事故の場合は宮城県）の関係課に連絡をとり、必要な措置を講じます。

7. 個人情報利用目的についての同意

社会福祉法人千賀の浦福祉会個人情報保護規定に基づき利用目的を特定しました。これらの個人情報の保護（開示不可）をご希望の方は、契約時に申し出て頂きますようお願い致します。施設では匿名など配慮します。

- (1) 居室の名札開示
- (2) 洗濯物の氏名記入
- (3) 行事（誕生会）の際、氏名等の開示

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合、または要介護1および要介護2と判定された場合。

※退所の基準（要介護1および要介護2）

- ・平成27年3月31日までに入所された方

⇒要介護度に関わらず、引き続き利用が可能です。

- ・平成27年4月1日以降に入所された方

要介護3以上の方⇒要介護1および2に改善した方で引き続き利用を希望される場合は、下記に記載の特例入所の要件に該当している必要があります。

要介護1・2の方⇒下記に記載の特例入所の要件に該当しなくなった方は、退所していただく場合があります。

【特例入所の要件】

ア、認知症である者（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲa以上）であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

イ、知的障害・精神障害等（手帳交付者）を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

ウ、家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

エ、単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。

- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）。

- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）。

- (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者および家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者および家族等による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご契約者および家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

※ ご契約者が入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

翌日から1日あたり

※外泊時加算・・・・・・・・・・ 252 円

※居住（多床室）・・・・・・・・ 915 円

（従来型個室）・・・・ 1,231 円

（※但し、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載の料金を負担していただきます。）

② 7日間以上3ヶ月以内の場合

3ヶ月以内に退院された場合でも、退院後再び施設に入所することができます。入院7日を過ぎた日からその間、部屋の種類に応じ所定の料金をご負担いただきます。

※多床室・・・・・・・・	915 円
※従来型個室・・・・・・・・	1,231 円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9. 身元引受人（契約書第 20 条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において、社会通念上身元引受人を立てることが出来ないと考えられる事情がある場合には、身元引受人を立てないことができます。
- (2) 身元引受人は、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就いていただく事が望ましいと考えております。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務について、ご契約者と連帯してその債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行する為に必要な事務処理や費用負担などを行ったり、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保する等を行うこととなります。
- (4) ご契約者が入所中死亡した場合には、そのご遺体、残置品（居室内に残留する日用品や身の回り品、貴重品関係）の引取りなど、必要な手続きについても、身元引受人が引き取って頂く必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者ご自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担を頂く事となります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てて頂くために、ご契約者等にご協力をお願いする場合があります。

10. 第三者評価の実施状況

実施状況の有無 : 有 ・ 無

実施年月日 :

評価機関 :

評価結果 :

11. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 次長兼生活相談員 阿部 真典
主任生活相談員 上野 純

○苦情解決責任者

[職氏名] 施設長 松浦 康晃

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
9:00～17:00

また、意見受付ボックスを事務所前カウンターに設置しています。

(2) 当法人における苦情の受付

当法人においては、苦情解決体制として以下の第三者委員4名を選任し、上記受付窓口以外でも対応しております。直接でもかまいませんので申し出てください。

第三者委員氏名	住 所	電 話 番 号
佐々木 和 夫	塩竈市伊保石341番3	022-367-4075
大 倉 克 志	多賀城市鶴ヶ谷二丁目36番10号	022-364-7217
佐 藤 笑 子	七ヶ浜町境山二丁目21番27号	022-365-7540
安 住 敦 子	東松島市小野字中央30番地の20	0225-87-2456

(3) 行政機関その他苦情受付機関

多賀城市 保健福祉部 介護・障害 福祉課 介護保険係	所在地 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 電話番号 022-368-1141 受付時間 8:30～17:15
塩釜市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 介護保険係	所在地 宮城県塩釜市本町1番1号 電話番号 022-364-1204 受付時間 8:30～17:15
七ヶ浜町 長寿社会課 介護保険係	所在地 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1 電話番号 022-357-7447 受付時間 8:30～17:15
松島町 健康長寿課 高齢者支援班	所在地 宮城郡松島町根廻字上山王6番地27 電話番号 022-355-0666 受付時間 8:30～17:15

利府町 保健福祉部 地域福祉課 介護保険係	所在地 宮城郡利府町利府字新並松4番地 電話番号 022-356-1334 受付時間 8:30~17:15
仙台市宮城野区 障害高齢課 介護保険係	所在地 宮城県仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号 電話番号 022-291-2111 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 電話番号 022-222-7700 受付時間 8:30~17:00
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉3丁目3番1号 みやぎハートフルセンター4階 電話番号 022-716-9674 受付時間 8:30~17:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 多賀城苑

説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印（契約者との関係： _____）

※この重要事項説明書は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 24 年宮城県規則第 34 号）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上1階、
- (2) 建物の延べ床面積 2,691.45㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

事業所番号 ・ 宮城県第 0470900036 号

定 員 10名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。(看護職員が兼務で担当)

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

栄養士……………ご契約者に係る栄養マネジメント並びに献立を作成します。

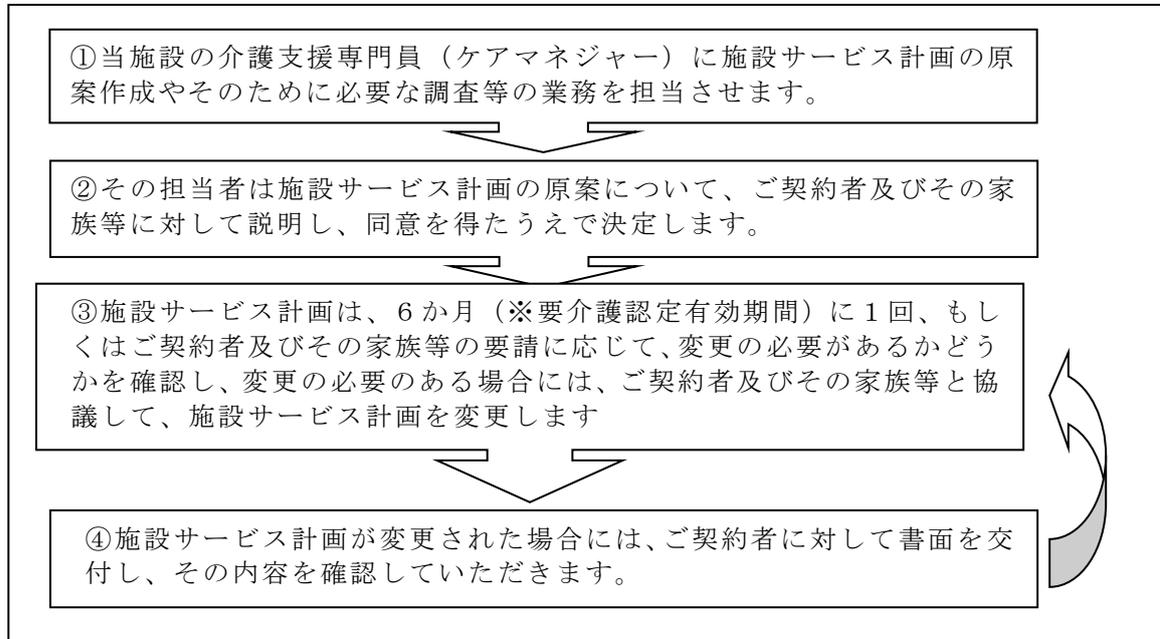
医師……………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医師を配置しています。(内科医師と精神科医師)

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご契約者からの聴取・確認の上、援助を行います。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

その都度ご相談ください。

(2) 面会

面会時間（原則） 10:00～16:00

※ご都合により上記時間以外の面会をご希望の際にはご相談ください。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合の持ち込みは職員に一言声を掛けてください。

※感染症流行期等については面会方法等に制限を設ける場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※感染症流行期等については外出・外泊について制限を設ける場合があります。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設敷地内所定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。